

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 狂犬病予防法施行細則の一部改正
と畜場法施行細則
- ◇告示 漁業権の免許の内容となる事項等設定
種畜の廃用
境港の予定港湾区域の変更等
保安林の指定解除
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和二十九年四月一日鳥取県会告示第三号中
訂正
昭和二十九年四月一日鳥取県条例第十一号中
訂正

規則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和二十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十四号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号。以下「法」という。）」の下に「狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号、以下「政令」という。）」を加える。

第三条第一項中「市町村長を経由」を削り、同条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第四条第一号中「規則第十三条」を「省令第十四条」に改める。

第七条中「省令第十五条」を「政令第五条」に改める。
第八条中「法」の下に「政令」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用する。

と、畜場法施行細則をここに公布する。

昭和二十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十五号

と、畜場法施行細則

(定義)

第一条この規則で「法」とはと、畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)を、「政令」とはと、畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)を、「省令」とはと、畜場法施行規則(昭和二十八年厚生省令第四十四号)を

いう。

(と、畜場設置許可申請書)

第二条 法第三条第二項の規定による申請書は、別記様式第一号によるものとする。

(と、畜場の変更の届出)

第三条 法第三条第三項の規定による届出は、別記様式第二号によるものとする。

(と、畜場の構造設備の基準)

第四条 政令第一条第十号の規定による構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 と、畜場の周囲には、外部から見透しのきかないように扉を設けること。

二 けい、留所及び便所を、処理室から適当な距離に設け、便所には流水式手洗装置及び防虫設備をすること。

三 従業員室を設けること。

(と、畜場使用料及びと、殺解体料認可の申請)

第五条 法第八条第一項の規定によると、畜場使用料及びと、殺解体料の認可申請書は、別記様式第三号及び第四号によるものとする。

2 前項の認可を受けた額を変更しようとする場合の認可申請書は、別記様式第五号によるものとする。

(自家用と、殺の届出)

第六条法第九条第一項第一号の規定による自家用と、殺届は、別記様式第六号によりと、殺を行おうとする十日前までに提出しなければならない。

(と、畜場外と、殺の許可の申請)

第七条 政令第三条第二号の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第七号による申請書を提出しなければならない。

(検査の申請)

第八条 政令第四条の規定による申請書は、別記様式第八号によるものとする。

(書類の経由)

第九条 法、政令、省令及びこの規則によつて知事に提

出する書類は正副二通とし、と、畜場の所在地又はと、殺解体地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 屠場法施行規則細則(明治三十九年八月鳥取県令第二十六号)は、廃止する。

様式第一号

と、畜場設置許可申請書

一 申請者の住所、氏名及び生年月日

(法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写)

二 と、畜場の名称及び所在地

三 一般と、畜場、簡易と、畜場の区別

四 処理する獣畜の種類及びその一日当りの頭数

五 当該と、畜場において食肉の取引を行おうとする場合はその概要

六 と、畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規

- 定、又はこれに準ずる事項
- 七 と、畜場の建物及び敷地の坪数を記載した構造仕様書、及び平面図
- 八 設備器具の品名数量
- 九 と、畜場に管理者をおく場合は、その氏名生年月日
- と、畜場法第三条第二項の規定により右のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第二号

- と、畜場の構造設備等変更届
- 一 届出者の住所、氏名及び生年月日
- (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 と、畜場の名称及び所在地
- 三 変更事項

と、畜場法第三条第三項の規定により右のとおり届けします。

年 月 日

届出者 氏 名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第三号

- と、畜場使用料認可申請書
- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
- (法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 と、畜場の種類、名称及び所在地
- 三 畜種別と、畜場使用料の額
- 四 と、畜場に要する年間諸経費の内訳
- (原価償却費、人件費、修繕費、水道料、光熱費、消耗品費、税金、その他の経費)
- 五 年間収入見込額
- と、畜場法第八条第一項の規定により右のとおり申請し

ます。

年 月 日

申請者 氏 名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第四号

- と、殺解体料認可申請書
- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
- (法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 使用すると、畜場の名称
- 三 畜種別と殺解体料の額
- 四 従業員の数
- 五 と、殺解体に要する諸経費
- (人件費、器具費、消耗品費、税金、その他の経費)
- 六 一日当り畜種別と殺解体能力
- 七 年間収入見込額
- と、畜場法第八条第一項の規定により右のとおり申請し

ます。

年 月 日

申請者 氏 名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第五号

- と、畜場使用料 変更認可申請書
- と、殺解体料
- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
- (法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 畜種別現行料金
- 三 畜種別の変更しようとする料金
- 四 変更の理由
- と、畜場法第八条第一項の規定により右のとおり申請します。

年 月 日

申請者 氏 名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿
様式第六号

自家用と、殺届

- 一 届出者の住所、氏名、生年月日及び職業
 - 二 と、殺年月日及び時刻
 - 三 と、殺場所及びその周囲の概要
 - 四 と、殺しようとする獣畜の種類、性別、年令、特徴及び重量
 - 五 食用に供しようとする者の範囲
 - 六 自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量
- と、畜場法第九条第一項第一号の規定により右のとおりお届けします。

年 月 日
届出者 氏 名 殿
鳥取県知事 氏 名 殿

様式第七号

と、畜場外と殺許可申請書

- 一 申請者の住所、氏名、生年月日及び職業
 - 二 と、殺年月日及び時刻
 - 三 と、殺場所及びその周囲の概要
 - 四 と、殺しようとする獣畜の種類、性別、年令、特徴及び重量
 - 五 獣畜の産地、購入先及び年月日
 - 六 と、畜場外と殺を必要とする事由
- と、畜場法施行令第三条第二号の規定により右のとおり申請します。

年 月 日
申請者 氏 名 殿
鳥取県知事 氏 名 殿

様式第八号

と、畜検査申請書

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
- (法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及

び代表者の氏名)

- 二 と、殺又は解体年月日
 - 三 検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年令、毛色及び産地
 - 四 と、畜場法第九条第一項第二号又は第三号の規定によりと、殺した獣畜を解体しようとする場合にあつては当該獣畜をと、畜場以外の場所と、殺した理由、日時及び場所
- と、畜場法施行令第四条の規定により右のとおり申請します。

年 月 日
申請者 氏 名 殿
鳥取県知事 氏 名 殿

告示

鳥取県告示第六十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、海面における漁場ごとの漁業権の免

許の内容となる事項、申請期間及び関係地区を次のとおり定める。

昭和二十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 漁場ごとの漁業権の免許の内容となる事項及び関係地区

- その一
- (一) 漁業権の種類 共同漁業権
- (二) 漁業権の番号 海共第七十号
- (三) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県気高郡酒津村地先

基点 甲 宝木村字水尻酒津村界

基点 乙 酒津村、宝木村字宝木界

イ 甲より零度二千メートルの処

ロ 乙より零度二千メートルの処

漁場区域

甲、イ、ロ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線と

によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第一種

てんぐさ漁業	てんぐさ	十一月三十一日まで
わかめ漁業	わかめ	十一月三十一日まで
えごのり漁業	えごのり(方言 いぎす)	十一月三十一日まで
つのまた漁業	つのまた	十一月三十一日まで
もづく漁業	もづく	十一月三十一日まで
いわのり漁業	いわのり	十一月三十一日まで
あわび漁業	あわび	十一月三十一日まで
さざえ漁業	さざえ	十一月三十一日まで
かき漁業	かき	十一月三十一日まで

いがし漁業

十一月三十一日まで

ばい漁業

十一月三十一日まで

たこ漁業

十一月三十一日まで

なまこ漁業

十一月三十一日まで

うに漁業

十一月三十一日まで

第三種

いわし地びき網漁業
いなし、あじ、さば、はまち、いかなご、かます、たい

十一月三十一日まで

田 条件制限

なし

内 関係地区

鳥取県高郡酒津村

その二

漁業権の種類 共同漁業権

漁業権の番号 海共第七十一号

漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県高郡酒津村沖合

点の位置

基点甲 鳥取市賀露町千七百五十八番地(鳥ヶ島燈台)

- イ 甲より三百三十一度三十分五十六百メートルの処
- ロ イより三百四十八度四十五分六万八千メートルの処

漁場区域

イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種

しいらづけ漁業 しいら 六月一日から十月三十一日まで

田 制限条件

一 つけ木には標識をつけなければならない。

二 各つけ木の距離は千五百メートル以上のこと。

内 関係地区 鳥取県高郡酒津村

その三

漁業権の種類 共同漁業権

漁業権の番号 海共第七十二号

漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県高郡酒津村沖合

点の位置

基点甲 鳥取市賀露町千七百五十八番地(鳥ヶ島燈台)

- イ 甲より三百十八度六千三百メートルの処
- ロ イより三百四十八度四十五分六万八千メートルの処

漁場区域

イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業の種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種

しいらづけ漁業 しいら 六月一日から十月三十一日まで

田 制限条件

一 つけ木には標識をつけなければならない。

二 各つけ木の距離は千五百メートル以上のこと。

(内) 関係地区 鳥取県気高郡酒津村

その四
(一) 漁業権の種類 共同漁業権
(二) 漁業権の番号 海共第七十三号
(三) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県気高郡酒津村沖合
点の位置

基点甲 鳥取市賀露町千七百五十八番地(鳥ヶ島燈台)

イ 甲より三百八度四十五分七千四百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十五分六万八千メートルの処

漁場区域

イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種 しらぎげ漁業 六月 一日から十月三十一日まで

(内) 制限条件

一 つけ木には標識をつけなければならない。
二 各つけ木の距離は千五百メートル以上のこと。

その五
(内) 関係地区 鳥取県気高郡酒津村

(一) 漁業権の種類 共同漁業権
(二) 漁業権の番号 海共第七十四号
(三) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県気高郡酒津村沖合
点の位置

基点甲 鳥取市賀露町千七百五十八番地(鳥ヶ島燈台)

イ 甲より三百一度十五分八千八百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十五分六万八千メートルの処

漁場区域

イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種 しらぎげ漁業 六月 一日から十月三十一日まで

(内) 制限条件

一 つけ木には標識をつけなければならない。
二 各つけ木の距離は千五百メートル以上のこと。

(内) 関係地区 鳥取県気高郡酒津村

その六

(一) 漁業権の種類 共同漁業権
(二) 漁業権の番号 海共第七十五号
(三) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県気高郡酒津村沖合
点の位置

基点甲 鳥取県気高郡青谷町大字青谷字寺屋敷五千二百九十三番一の三角塔

イ 甲より五十度八千六百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十五分六万七千メートルの処

漁場区域

イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業種類 漁獲物の種類 漁業の時期
第三種 しらぎげ漁業 六月 一日から十月三十一日まで

(内) 制限条件

一 つけ木には標識をつけなければならない。
二 各つけ木の距離は千五百メートル以上のこと。

(内) 関係地区 鳥取県気高郡酒津村

その七

(一) 漁業権の種類 共同漁業権
(二) 漁業権の番号 海共第七十六号
(三) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 鳥取県気高郡酒津村沖合
点の位置

基点甲 鳥取県気高郡青谷町大字青谷字寺屋敷五千二百九十三番一の三角塔

イ 甲より四十一度三十分七千四百メートル

漁場区域

ロ イより三百四十八度四十五分六方六千メートルの処
イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種 しいら 六月 一日から十月三十一日まで

制限条件

一 つけ木には標識をつけなければならぬ。

二 各つけ木の距離は千五百メートル以上のこと。

内 関係地区 鳥取県気高郡酒津村

その八

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(二) 漁業権の番号 海共第七十七号

(三) 漁場の位置及び区域

鳥取県気高郡酒津村沖合

点の位置

基点甲 鳥取県気高郡青谷町大字青谷字寺屋敷五千二百九十三番ノ一の三角塔

イ 甲より三十一度十五分六千三百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十五分六方五千五百メートルの処

漁場区域

イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種 しいら 六月 一日から十月三十一日まで

制限条件

一 つけ木には標識をつけなければならぬ。

二 各つけ木の距離は千五百メートル以上のこと。

内 関係地区 鳥取県気高郡酒津村

その九

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(一) 漁業権の番号 海共第七十八号

(二) 漁場の位置及び区域

鳥取県気高郡酒津村沖合

点の位置

基点甲 鳥取県気高郡青谷町大字青谷字寺屋敷五千二百九十三番ノ一の三角塔

イ 甲より十六度十五分五千五百メートルの処
ロ イより三百四十八度四十五分六方五千メートルの処

漁場区域

イ、ロを結んだ線から五百メートルの連絡線によつて囲まれた区域

四 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

漁業種類 漁獲物の種類 漁業の時期

第三種 しいら 六月 一日から十月三十一日まで

制限条件

一 つけ木には標識をつけなければならぬ。

二 各つけ木の距離は千五百メートル以上のこと。

(内) 関係地区 鳥取県気高郡酒津村

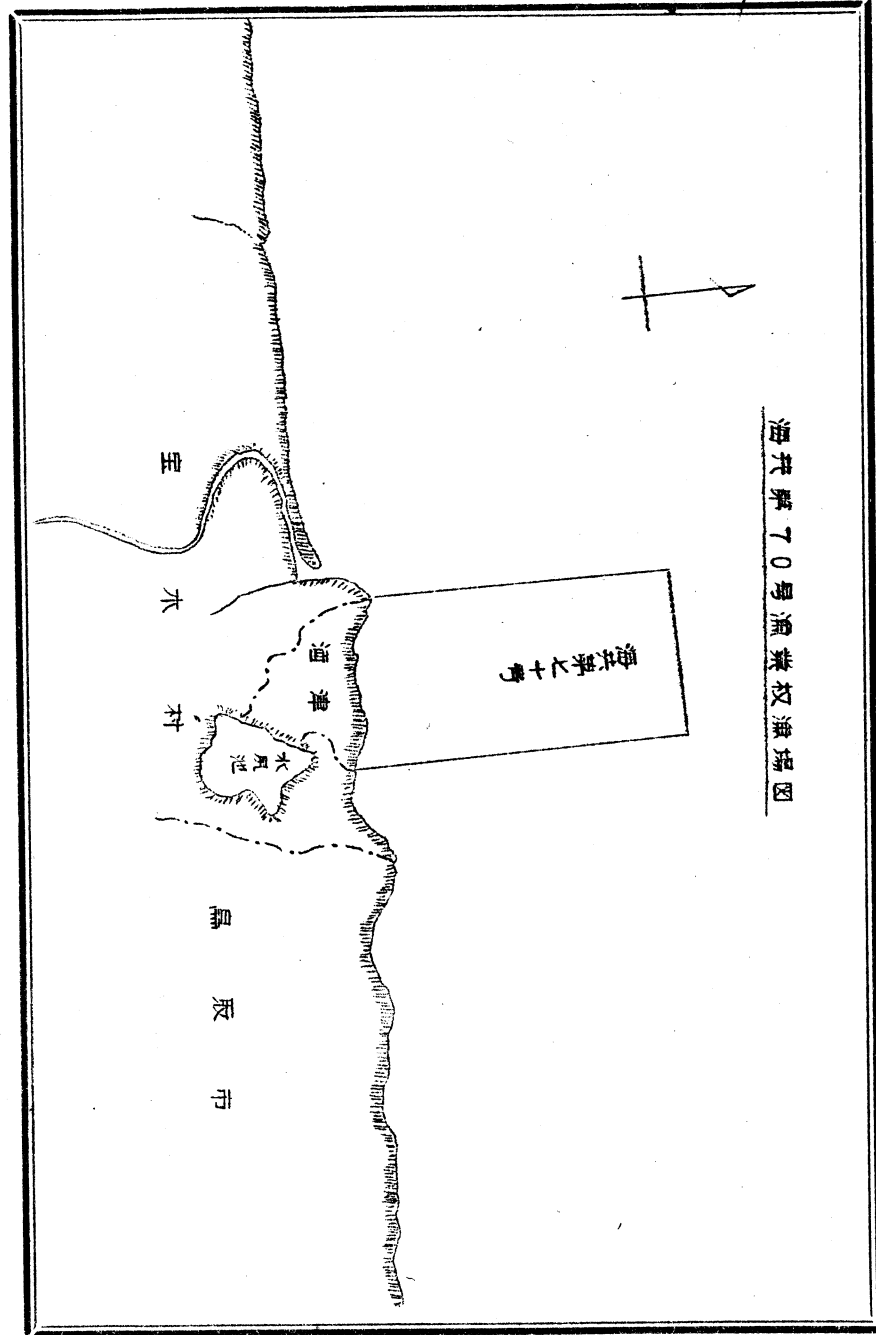
二 申請期間

昭和二十九年四月 日から同年四月 日まで

三 漁場連絡図

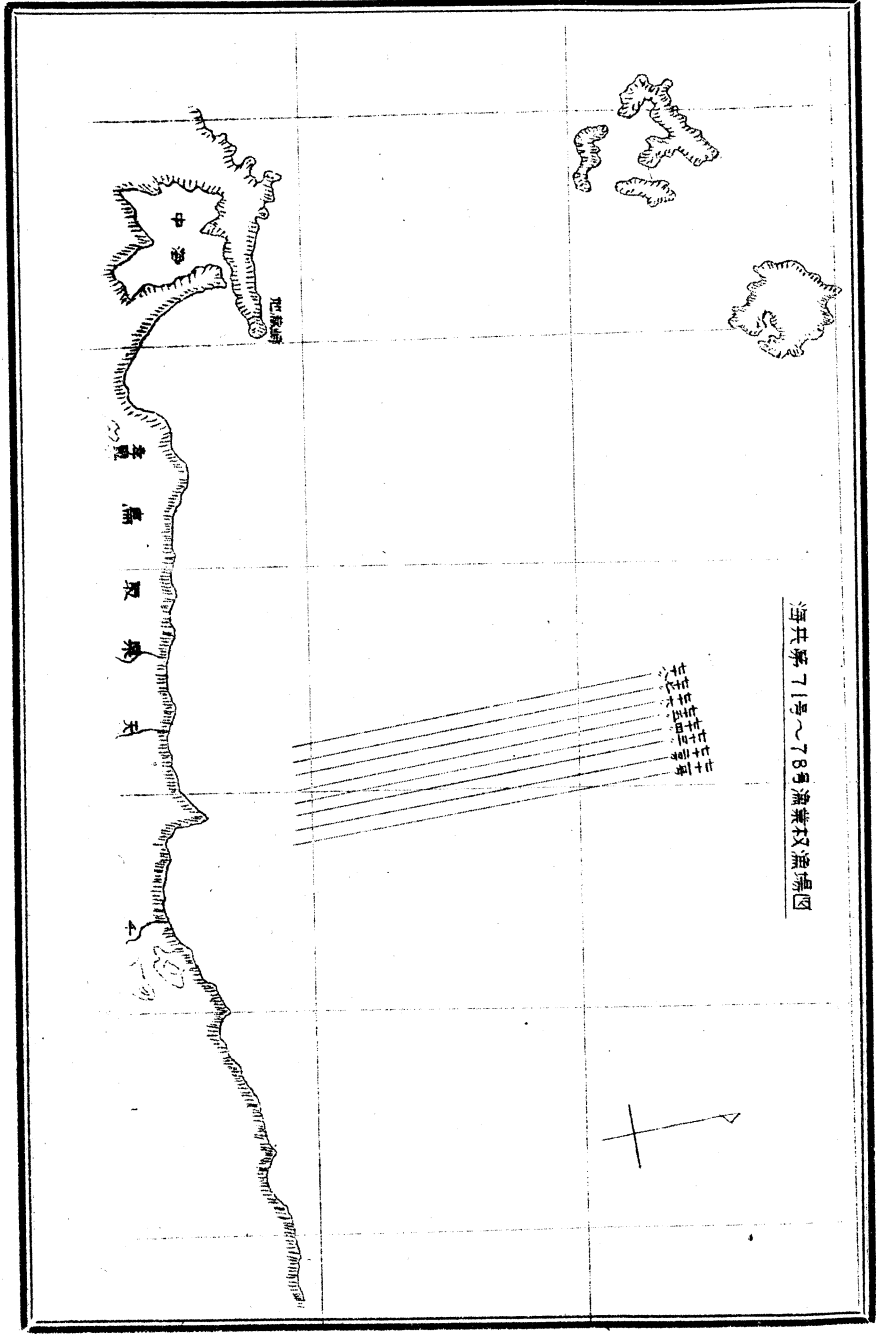
00237

00267



漁業第七十号漁業権漁場図

00270



漁業第七十一号〜七十八号漁業権漁場図

鳥取県告示第百六十二号

次の種畜は、廃用された。

昭和二十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

証明書番号 名前 種類 返納理由 飼養者

昭二八鳥取 太田 黒毛和種 廃用 鳥取県気高郡勝谷村 田村 米藏 第三四号

鳥取県告示第百六十三号

鳥取県において管理する境港の予定港湾区域を次のとおり変更した。

なお関係地方公共団体の意見申出期間は、昭和二十九年四月七日から同年五月十日までとする。

昭和二十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 予定港湾区域

外江西端から金毘羅山々頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導標の前燈（北緯三十五

度三十二分四十秒東径百三十三度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた中江の瀬戸及び美保湾の県界以南の海面

鳥取県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項並びに同法第四十条第一項に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する。

昭和二十九年四月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

市郡一町村一大字一字一地番

保安林の種類

台帳一見込

解除面積（見込）

岩美	福部	海士	高浜	八八九ノ一〇	飛砂防備	八〇六	八二〇	八〇〇
同	同	同	同	八八九ノ一一	同	一〇〇八	一〇一〇	六〇〇
東伯	大誠	東園	古屋敷	五八二ノ二	潮害防備	五〇〇	五〇〇	五〇〇
同	同	同	稲場	六〇八ノ三四	同	八七二	八七〇	八七〇
倉吉	栗尾	箱谷	南平	六〇〇	干害防備	六四三〇	七、六三〇	七、六三〇
同	同	同	同	六〇一ノ一	同	六一九六	七、四〇〇	七、四〇〇

以上 指定理由の消滅したと認めるもの

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年四月六日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一日時 四月十三日 午前十一時

一 場所 教育委員会々議室
一 議題 定例報告について
その他

正 誤

昭和二十九年四月一日鳥取県会告示第三号中誤植がある

ので次のとおり訂正する。

頁 段 行

誤

正

一七 上 四

昭和二十二年
四月一日

昭和二十九年
四月一日

昭和二十九年四月一日鳥取県条例第十一号中誤植がある
ので次のとおり訂正する。

頁 段 行

誤

正

一〇 下 二

昭和二十八年
四月一日

昭和二十九年
四月一日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發 印

刷 鳥

所 取

鳥 取

鳥 取

市 東

取 東

町 取

縣 取

印

刷

所

縣